

令和7年度 第9回農業委員会総会 (7. 12. 19)

開 会 午後3時30分 小平市役所 3階 庁議室

議 長～ ただいまから、令和7年度・第9回農業委員会総会を開催します。  
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、  
お願ひいたします。  
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございま  
せんか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 5番 尾崎委員、6番 清水委員にお願いします。

---

**第1号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件**

---

議 長～ 1番 申 請 者  
2番 申 請 者  
3番 申 請 者  
4番 申 請 者

以上4件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 第1号議案から第2号議案の現地調査につきましては、12月15日午後に  
15番高橋委員、4番金子委員及び事務局とで行っております。

1番から4番につきましては、相続税納税猶予継続手続きのために3年ごとの  
証明を発行するものでございます。なお、1番及び2番は関連しておりますので、  
まとめて報告いたします。

1番

2番

現地案内図は、1ページ、1番及び2番です。

15番高橋委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番高橋委員～ 現地は、キクイモ、ダイコン、キャベツ、白菜などが作付けされておりました。一部管理が行き届いていない箇所も見受けられましたので、適正に管理するよう指導を行いました。

事 務 局～ 3番

現地案内図は、2ページ、3番です。

15番高橋委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番高橋委員～ 現地は、ブルーベリー、キウイ、カキ、ブロッコリー、スナップエンドウが作付けされておりました。適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 4番

現地案内図は、3ページ、4番です。

15番高橋委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番高橋委員～ 現地は、ジャガイモ、ブロッコリー、ホウレンソウなどが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上4件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

## 第2号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請の件

議長～ 5番 申請者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 5番につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る農地の貸借のための事業計画を審議するものでございます。

5番

現地案内図は、4ページ、5番です。

15番高橋委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番高橋委員～ 現地は、ブロッコリー、カブが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上1件につきまして、事業計画決定といたします。

以上が今月の議案でございます。

次に、11月11日から12月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

## 専決処理規程による会長専決の報告について

### 第1号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議長～ 6番 申請者

以上1件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第4条及び法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。また、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、理由書を添付していただきました。

6番

現地案内図は、5ページ、6番です。

転用目的は共同住宅です。現況は宅地でございます。

以上1件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を12月3日をもって行いましたので報告いたします。

以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

### 第2号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議長～

7番 譲受人

譲渡人

8番 譲受人

譲渡人

9番 譲受人

譲渡人

10番 譲受人

譲渡人

11番 譲受人

譲渡人

12番 譲受人

譲渡人

以上6件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、9番及び10番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

7番

現地案内図は6ページ、7番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

8番

現地案内図は7ページ、8番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地及び畠でございます。

9番

10番

現地案内図は8ページ、9番及び10番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

11番

現地案内図は9ページ、11番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畠でございます。

12番

現地案内図は10ページ、12番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は駐車場でございます。

以上6件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を11月26日、

12月3日及び12月15日をもって行いましたので報告いたします。

以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

## 生産緑地の取得あっせんについて

議長～ 生産緑地の取得あっせんについて 2件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

13番

現地案内図は、11ページ、13番です。

14番

現地案内図は、11ページ、14番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりでございます。

以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。